

2013 年 12 月 7 日  
環境社会配慮助言委員会委員長 村山 武彦  
担当ワーキンググループ主査 長谷川 弘

ミャンマー連邦共和国 ティラワ経済特別区 (Class A 区域) 開発事業  
(有償資金協力 (海外投融資))  
環境レビューに対する助言

**助言案検討の経緯**

ワーキンググループ会合

- ・日時：2013 年 11 月 25 日 (月) 14:00 ~ 16:59
- ・場所：JICA 本部 (会議室：1 階 111 会議室)
- ・ワーキンググループ委員：谷本委員、長谷川委員、原嶋委員、満田委員 (満田委員はメール審議にて参加)
- ・議題：ミャンマー連邦共和国 ティラワ経済特別区 (Class A 区域) 開発事業に係る環境レビュー方針についての助言案作成
- ・配付資料：
  - 1) ミャンマー連邦共和国 ティラワ経済特別区 (Class A 区域) 開発事業環境レビュー方針案
  - 2) THILAWA SPECIAL ECONOMIC ZONE DEVELOPMENT PROJECT (CLASS A) ENVIRONMENTAL IMPACT ASSESSMENT REPORT (September 2013)
  - 3) Resettlement Work Plan (RWP) for Development of Phase 1 Area Thilawa Special Economic Zone (SEZ) (November 2013)
- ・適用ガイドライン：国際協力機構環境社会配慮ガイドライン (2010 年 4 月)

全体会合 (第 42 回委員会)

- ・日時：2013 年 12 月 2 日 (月) 14:31 ~ 18:38
- ・場所：JICA 本部 (会議室：1 階 113 会議室)

上記の会合に加え、メール審議にて助言を確定した。なお、本事業と JICA 環境社会配慮ガイドラインとの整合性に関して、松本委員と満田委員の連名で提出された書面の取り扱いについて、全体会合の場で一定の時間を割いて議論したことを付言する。

## **助言**

### **全体事項**

1. 2013年1月にミ政府が住民に対して退去等を求めたとある。こうした事態がティラワ経済特別区の他の区域で繰り返される懸念があるので、再発防止策を確認すること。
2. ほとんどの環境配慮（供用開始後）は各テナントで対応するようになっている。テナントがそれぞれの工場について実施するEIAはどのような手続で、誰が審査するのか、さらに、適切な審査を担保する手段があるのか確認すること。

### **スコーピングマトリックス**

3. EIAのスコーピングにおける社会環境面の非自発的住民移転から少数民族までの6項目については、C評価（影響不明）とすることは適当ではなく、環境レビューにおいて確認すること。
4. EIAのスコーピングにおいて社会影響の項目の貧困ならびに生計については、環境レビューにおいて確認すること。

### **環境配慮**

5. 産業廃棄物及び排水の処理について各テナントと開発業者の役割分担を明確にすること。
6. クラスA区域だけでなく、ティラワ経済特別区全体を対象とする総合的な環境管理体制の確立を提案すること。
7. 供用時の産業廃棄物の再利用可能性を現地技術面・需要面から見極めた上で、既存の最終処分場が中長期的に適切なキャパシティを確保しうるか確認すること。

### **社会配慮**

8. 就業機会向上のための職業訓練に関して、非自発的移転住民の農地取得の意向を環境レビューにおいて確認すること。
9. 農民が長期的に生計手段の改善、少なくとも回復を図るための最善策は、同等程度の生産力の農地の提供である。本事業では、農地の提供を行うことが無理とのことだが、再度不可能かどうか確認すること。
10. 補償の根拠を公平に示すため、各々の補償項目について、具体的な再取得価格、市場価格等の調査結果、また、補償額の算出方法等の根拠を確認し、公に示すこと。
11. 農業と日雇い労働では、土地収用により受ける生計手段への影響の程度の相違を確認し、移転後の評価を行なう際に必要となるベースライン・データについて、生計手段別に整理すること。
12. 移転前から職業訓練等のしかるべき準備を開始すべき。また、移転後、代替の生計手段が確立するまでの移行期間中の補償・支援策についても検討すること。
13. JICAとして、住民移転・補償に関する協議・合意取得、補償の支払い、住民移転の実施状況、生計の回復の状況に関するモニタリング、および上記に関する第三者モニタリングを求めること。
14. 80年代の工業省による土地収用の対象地域で、今回の補償からもれている住民がいる

可能性がある。当該土地収用において Class A と重なる土地がないか確認すること。また、重なる土地がある場合には、当該地の利用者と対象者について、その整合性を確認すること。

15. 農業用灌漑水の供給がすでに止められている。周辺農民に与える影響について確認公表すること。
16. 事業が漁業に与える影響が明らかでない。漁業の形態や規模を踏まえ、その影響について確認すること。

### **ステークホルダー協議・情報公開**

17. これまでの住民協議・個別協議が民主的かつ JICA 環境社会配慮ガイドラインの要求に従って実施されたものであったか、どのような課題が浮き彫りになり、その解決策に住民たちは十分納得できているか等、予見を持たず政府側・住民側両者の見解を冷静に分析した客観的な実情把握を行うこと。

以 上